

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品
第65類 帽子及びその部分品

統計番号 Statistical code		品名 Description	単位 Unit	
番号 H.S. code			I	II
65.01				
6501.00	000	フェルト製の帽体(成型し又はつばを付けたものを除く。)並びにフェルト製のプラトウ及びマンション(スリットマンションを含む。)		KG
65.02				
6502.00	000	帽体(組んだもの及びストリップ(材料を問わない。)を組み合わせて作ったものに限るものとし、成型し、つばを付け、裏張りし又はトリミングしたものを除く。)		KG
65.04				
6504.00	000	帽子(組んだもの及びストリップ(材料を問わない。)を組み合わせて作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)	DZ	KG
65.05		帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)から作ったものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)		
6505.10	000	- ヘアネット	DZ	KG
6505.90	000	- その他のもの	DZ	KG
65.06		その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)		
6506.10	000	- 安全帽子	NO	KG
		- その他のもの		
6506.91	000	- - ゴム製又はプラスチック製のもの	DZ	KG
6506.99	000	- - その他の材料製のもの	DZ	KG
65.07				
6507.00	000	帽子用のすべり革、裏、カバー、ハットファンデーション、ハットフレーム、ひさし及びあごひも		KG